

令和4年第2回大仙市議会定例会会議録第4号

令和4年6月14日（火曜日）

議事日程第4号

令和4年6月14日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告 ・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 議案第65号 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 3 議案第67号 財産の取得について（消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車）（総務企画委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 4 議案第71号 大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 5 議案第66号 大仙市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 6 議案第68号 令和4年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 議案第72号 財産の取得について（除雪ドーザ（14t級））（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 8 議案第73号 財産の取得について（凍結抑制剤散布車（3t級））（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 9 議案第69号 令和4年度大仙市一般会計補正予算（第2号）（各常任委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第10 議案第70号 令和4年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第11 議案第74号 令和4年度大仙市一般会計補正予算（第3号）（各常任委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第12 陳情第 7号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情 (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第13 陳情第 8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第14 意見書案第5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第15 意見書案第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第16 各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 第17 議員の派遣について

出席議員 (24人)

1番 佐藤芳雄	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 古谷武美	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男
22番 大山利吉	23番 鎌田 正	24番 後藤 健

欠席議員 (0人)

遅刻議員 (0人)

早退議員 (0人)

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	今野功成	教 育 長	伊藤雅己

代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舛谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	谷口藤美	農林部長	渡辺重美
経済産業部長	富樫真司	観光文化スポーツ部長	伊藤優俊
建設部長	佐々木英樹	病院事務長	今久
教育委員会事務局長	築地高	総務部次長兼総務課長	小林孝至

議会事務局職員出席者

局長	斎藤秋彦	主幹	佐藤和人
主幹	佐々木孝子	主査	藤澤正信
主任	小山田竜司		

午前 9時57分

○議長（後藤 健） おはようございます。

開議に先立ちまして表彰状の伝達を行います。

去る5月25日に開催されました全国市議会議長会第98回定期総会において、鎌田正君が議員在職25年以上の功労により表彰されましたので、その表彰状の伝達を行います。

表彰された鎌田君は演台の前までお進みください。

【表彰状伝達】

○議長（後藤 健） 以上をもちまして、表彰状の伝達を終了いたします。

午前10時 開 議

○議長（後藤 健） これより本日の会議を開きます。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（後藤 健） 日程第2、議案第65号から日程第4、議案第71号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長19番橋村誠君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、19番。

【19番 橋村誠議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋村 誠） おはようございます。

本会議第3日、当委員会に審査付託となりました事件について、去る6月6日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

はじめに、議案第65号「大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「本改正案は、選挙運動用自動車のうち、一般運送契約以外の契約について公費負担単価を見直すものであるが、一般運送契約の単価についても、そろそろ改正の必要があると考える。この旨、国に要望してはいかがか。」との質疑があり、当局からは「このたびの改正は、国政選挙に準じて行ったものであり、このような内容となっている。同項目の改正の必要性について国へ要望してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第67号「財産の取得について（消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車）」につきましては、当局の説明に対し、委員から「更新する積載車は、配備されてから何年経過したものか。また、その車両は更新に当たって下取り、または廃棄されるのか。」との質疑があり、当局からは「更新する積載車は、いずれも20年以上経過しており、今回購入する業者から、車両として下取りしていただけないものとなっている。そのため、財産活用課を通じて、リサイクル業者から2万円程度で引き取ってもらうこととしている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第71号「大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「ふるさと納税を通じてウクライナ支援を行うに当たり、今後、ウクライナ以外の国から避難された方を支援することになった場合も、ふるさと納税による寄附金を活用するのか。」との質疑があり、当局からは「条例改正により、紛争等で国外から本市に避難された方への支援にも、ふるさと納税を活用することは可能であるとする。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋村誠議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第65号から議案第71号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第5、議案第66号から日程第8、議案第73号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長9番高橋徳久君。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、9番。

【9番 高橋徳久議員 登壇】

○産業建設常任委員長（高橋徳久） 今次定例会、本会議第3日に当常任委員会に審査付

託となりました事件につきまして、去る6月6日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第66号「大仙市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第68号「令和4年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」及び議案第73号「財産の取得について（凍結抑制剤散布車（3t級）」の3件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第72号「財産の取得について（除雪ドーザ（14t級）」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「今回2台更新するようだが、累計運転時間や累計作業距離等に違いが見られる。建設部では、更新対象となる基準を定めているのか。」との質疑があり、当局からは「基準としては、基本的には15年を超過した機械について更新を図ることとしているが、15年で全て使用できなくなるわけではないため、その中でも優先度をつけて更新している。地域により降雪量や除雪延長の違いがあるが、今回対象とした2台については地域からの要望もあったため、更新対象としたものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【9番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第66号から議案第73号までの4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第9、議案第69号から日程第11、議案第74号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長19番橋村誠君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、19番。

【19番 橋村誠議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋村 誠） ご報告いたします。

はじめに、議案第69号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に付託となりました移住定住促進課の移住・定住推進事業費の予算説明に関連し、委員から「これまで大仙市に移住してきた人から『実際に移住してみてどう思うか』というような、移住者の声を聞いているか。」との質疑があり、当局から「移住・定住促進アクションプランの次期計画策定に当たり、市の移住支援制度を利用した方にアンケートを取り、意見を伺いたいと考えている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」のうち、交流振興課のウクライナ避難民等支援事業費の予算説明に対し、委員より「ウクライナから避難してきた方々への支援に、ふるさと納税による寄附金を活用するとのことだが、寄附額が支援金の額を超えた場合、その超えた部分も支給するのか。」との質疑があり、当局より「原則として、1人につき1回50万円を支払うこととしている。超えた額が集まった場合は、ふるさと応援基金に積み立ててまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

【19番 橋村誠議員 降壇】

○議長(後藤 健) 次に、教育厚生常任委員長22番大山利吉君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、22番。

【22番 大山利吉議員 登壇】

○教育厚生常任委員長(大山利吉) ご報告いたします。

本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る6月6日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めまして慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第69号「令和4年度大仙市一般会計補正予算(第2号)」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して委員から、はじめに、子ども支援課所管の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費(新型コロナウイルス対策)について、「当初の見込み人数と実際の交付人数とに差があるが、その差が出た理由はなぜか。」との質疑があり、当局からは「15歳以下は、児童手当の特例給付対象者で所得制限がかかっている方について、あらかじめこの見込み人数から除いていたが、16歳から18歳については、所得制限がかかる見込み人数を除くことなく計上したことにより、差が生じたものである。」との答弁がありました。

次に、生涯学習課所管の公民館管理費について、「サンクエスト大曲の消雪設備を更新するに当たり、平成21年に導入したポンプを13年で交換するのは早いような気がするが、その原因は何か。」との質疑があり、当局からは「ポンプの故障によるものではなく、消雪井戸自体が老朽化により崩壊し、つぶれてしまったことが原因であり、この消雪井戸のさく井工事にあわせてポンプ本体も新たなものに交換する必要があるためである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号「令和4年度大仙市一般会計補正予算(第3号)」につきまして

は、当局からの補正内容の説明に対して、委員から、はじめに、コロナワクチン対策室所管の新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、「新型コロナウイルスワクチン接種対象者の年齢区分について、これまでは65歳以上と5歳から64歳までの区分としていたが、4回目接種の対象者では60歳以上の方と18歳以上60歳未満までの区分に変更となっている。この65歳以上としていたのを60歳以上に年齢を引き下げたのはどういう理由か。」との質疑があり、当局からは「国の政策において、3回目までの接種については、まん延防止に重きを置き、早く接種しようということでやってきた。今回の4回目の接種につきましては、重症化予防というところに視点を変えたことで、今までは65歳以上を高齢者という形で進めてきたが、それを5歳引き下げて、対象を広げて重症化を防ごうという考えによるものである。」との答弁がございました。

次に、生涯学習課所管の四ツ屋公民館改築事業費について、「四ツ屋公民館を防災の拠点としての役割も担える施設に整備するが、防災の備品についても配置されるのか。」との質疑があり、当局からは「防災拠点施設の備品として、発電機については本工事の方で計画している。毛布等の、施設に避難してきた際に必要となる備品に関しては、総合防災課と協議し、そろえていきたいと考えている。」との答弁がございました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【22番 大山利吉議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、産業建設常任委員長9番高橋徳久君。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、9番。

【9番 高橋徳久議員 登壇】

○産業建設常任委員長（高橋徳久） ご報告いたします。

議案第69号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に

審査付託となりました所管する予算につきましては、建設部が所管する予算説明に対しましては、質疑がありませんでした。

次に、農業振興課所管の低コスト技術等導入支援事業費について、委員から「高密度播種苗対応田植え機とは、どのような田植え機なのか。」との質疑があり、当局からは「密植した苗を植えることのできる田植え機であり、通常、1反歩当たり育苗箱20枚くらい必要なところ、7枚くらいとなる密度の高い苗を移植することで、コスト削減の効果が期待できるものである。」との答弁がありました。

また、「苗づくりの段階から対応していかなければならないと思うが、種まき機械はこの事業の対象にはならないのか。」との質疑があり、当局からは「種まき機械自体は高額ではなく、今回、農業者側から要望がなかったのもあるが、播種量の調整については、機械の中でできるため、既存のもので間に合うという想定もあったと思う。」との答弁がありました。

また、同じく農業振興課所管の畜産業費補助金事業について、委員から「今回の畜舎整備に対する支援は、畜産振興プランの中で当初から想定していたものなのか、また、同じような条件の事業主体が出てくれば同じく支援するのか。」との質疑があり、当局からは「畜産振興プランでは、多様な畜産経営体を応援するという大きな方針がある。今回の畜産の大規模経営体の施設整備計画に対しては、企業型として誘致企業の制度に照らし合わせながら支援対象とした。中小規模経営体の施設改修も含め、同じような事業が出てくれば、同様に対応していく。」との答弁がありました。

次に、商工業振興課所管のプレミアム付地域商品券発行事業費（新型コロナウイルス対策）について、委員から「換金回数等について、事業者から要望はなかったか。」との質疑があり、当局からは「昨年度の商品券事業では直接ご意見をいただくことはなかったが、得得飲食チケット事業では、月2回では少ないという意見をいただいております、今年度の実施事業は換金を月3回に増やしている。」との答弁がありました。

また、委員から「購入対象者は、7月15日時点で住民登録している市民の方が対象のようだが、7月16日以降に住民登録した方は対象外なのか。対象に加える考えはあるのか。」との質疑があり、当局からは「現時点では対象としないと考えている。しかし、10月31日時点の販売状況によって、様々な対応を検討していきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、観光振興課所管の太田四季の村管理費について、委員から「施設への来客数は

どのようになっているのか。また、コロナの影響で来客数が落ち込んでいるが、今後の対策はどのように考えているのか。」との質疑があり、当局からは「施設内には動物舎があり、平日は近隣の幼稚園や保育園の利用があり、また、土日についても親子連れで遊ぶ姿も見られる。現在設置されている遊具は経年劣化が進み、また、今の安全基準を満たしていない。コロナが収束すれば、観光客を誘致してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、スポーツ振興課所管の多目的人工芝グラウンド整備事業費について、委員から「既に契約済みの給排水設備工事、電気設備工事に管理棟の分は入っているのか。また、入札についてはどのような方法を取るのか。」との質疑があり、当局からは「契約済みの給排水設備工事と電気設備工事については、グラウンドに係る部分のみであるため、管理棟は含まれていない。入札方法は、市内業者を対象とした総合評価型落札方式を予定している。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第70号「令和4年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第74号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」の2件につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【9番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第69号から議案第74号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長(後藤 健) 日程第12、陳情第7号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長19番橋村誠君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、19番。

【19番 橋村誠議員 登壇】

○総務企画常任委員長(橋村 誠) ご報告いたします。

当委員会に審査付託となりました陳情第7号「国民の祝日『海の日』を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」につきましても、討論において、委員より「ハッピーマンデーや3連休は今や定着してきており、観光業界等も固定化には反対しているという情報も聞いておることから、現時点において海の日の固定化には賛成できない。」との発言がありました。

また一方で、「いろいろな考え方があると思うが、同陳情は未来志向の部分も大きいように感じる。温暖化や海洋汚染が進み、環境に対する意識を醸成する上で、海は重要な位置付けにある。また、海洋立国という視点も、島国である日本には重要である。そういう意味では、国民の認識として、海の日の特別さをうたう機会は大切なものであると考え、同陳情には賛成である。」との発言もありました。

挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(後藤 健) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

【19番 橋村誠議員 降壇】

○議長(後藤 健) これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。3番佐藤文子さん。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番(佐藤文子) 私は、陳情第7号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情に反対討論をいたします。

反対の理由の第1は、この陳情は市民、国民要求に基づいたものではないということからです。

「海の日」の固定化は、海の日を7月20日としたその由来や時代に思いをはせる超党派の国会議員が、7月20日固定化を議員立法として提案し、成立を図るために、あたかも国民要求であるがごとく、全市町村議会に意見書提出を求めたものであり、陳情の意味からして強い違和感を覚えるものであります。

反対の第2は、並々ならぬこだわりで固定化しようとするその狙いに、7月20日を海の日とした由来である明治天皇とその時代を礼賛し、国民への浸透を図ろうとしているように思えてならないからです。

国連総会で6月8日を「世界海の日」と定め、国連や関係国で記念行事が開催され、日本でもハッピーマンデーの海の日には様々なイベントが行われています。にもかかわらず、海の日を7月20日に固定する狙いは、前段に述べたことにあるのではないかと思います。

明成社発行の「私たちの美しい日の丸・君が代ー子供たちに伝える国旗・国歌物語」の中で、海の日について、由来に続き、次のように書いております。「日本は四方を海に囲まれた海洋国家です。海なくして日本の繁栄はありません。海の恩恵に感謝し、さらに、明治の国づくりに思いをいたし、この日を迎えたいものです。」とあります。

海の固定化の狙いが、この短い文言に言い表されているのではないのでしょうか。

第3に、ハッピーマンデー化、3連休は定着し、海の日固定化に対しては観光業界からなどの反対も多いと伺っているからです。

以上の3点を述べて反対といたします。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長(後藤 健) 次に、6番秩父博樹君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○6番（秩父博樹） 私は、陳情第7号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

陳情にもあるとおり、「海の日」の制定には明治時代からの長い歴史と意義が関わっており、その後、国民の祝日「海の日」は海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年から施行されております。

この平成8年7月20日は、世界の海洋秩序を定め、我が国の排他的経済水域（EEZ）200海里の根拠となる国連海洋法条約が我が国において発行した日であり、平成19年7月20日は海洋基本法が施行され、我が国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

その後、平成15年から、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年、その日にちが変動する祝日となりました。私はこのハッピーマンデー制度を否定するつもりは全くなく、むしろ賛成の立場です。祝日を変動させ連休を拡大することで国民の消費活動は活性され、観光関連産業は潤う方向となり、地域経済の循環を後押しすることにつながり、非常に有益な制度であると認識しております。

しかしながら、「海の日」に関しては、かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー制度が施行されてからは、「海の旬間」が設定できなくなり、各地における行事も活発に開催されているとは言い難い状況となっております。したがって、「海の日」の在り方に関しては総合的な観点から考えるべきです。

「海の日」の制定趣旨を顧み、「海の日」が7月20日に固定化されれば、各地で行われる年間行事における「海の日」関連行事の位置付けが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が毎年必ず“海”に向けられるという環境が整備されることとなります。

また、ハッピーマンデー制度について、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えると、7月20日に固定化した場合、夏休みと絡めての連休の効果もあると考えます。

「海の日」制定の意義をとどめることは大事であり、更に重要なのは未来志向の観点から、陳情にもあるとおり、地球環境問題において今ほど「海」がクローズアップされ

ている時代はないという点です。

大仙市は、去る3月18日、「大仙市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、脱炭素社会への移行に向けて地球温暖化対策の取り組みを進めてまいりたいと考えます。現在、二酸化炭素を主とする温室効果ガスによる地球温暖化が進行しております。その影響の一つである海水温の上昇が進むと、多くの水分が大気中に蒸発し、大雨や猛烈な台風を招き、自然災害が増加します。当市においても大雨による河川の増水などは今後も警戒が必要であり、海水温の上昇は対岸の火事ではありません。

海面上昇も深刻です。海面上昇の主な原因は、海水の温度上昇による膨張と氷河や氷床の融解であるといわれております。1901年から2010年の約100年の間に19センチ海面が上昇しております。このままでは、21世紀中に最大82センチ上昇すると予測されております。日本では、1メートル海面が上昇すると、日本全国の砂浜の9割以上が失われると予測されております。40センチの上昇で、沖に出ている120メートル分の干潟が消滅し、そこを住み家になっている生物の産卵や子育て、また、そこを餌場としている渡り鳥にも影響が出るといわれております。

また、海面が1メートル上昇すると、例えば大阪では、北西部から堺市にかけて海岸線は、ほぼ水没します。東京でも、堤防などを高くするなどの対策を取らなければ、江東区、墨田区、江戸川区、葛飾区のほぼ全域が影響を受けます。

秋田県主催の地球温暖化に関するセミナーに参加させていただきましたが、「キリバス共和国～地球温暖化最前線国～」を演題に、キリバス共和国名誉領事ケンタロ・オノ氏が登壇されました。オノ氏は仙台市生まれで、15歳の時にキリバスに単身で高校留学し、卒業後も同国に在住。その後、キリバスに帰化された方でした。

キリバスは太平洋のほぼ真ん中、日付変更線が四角く折れ曲がっている部分に位置し、平均海拔は約2メートル、幅は首都タラワで平均350メートルと細長い島国で、11万人ほどの人口は、現在も右肩上がりに増え続けているそうです。

しかし近年、地球温暖化が影響を及ぼしている海面上昇により、国内各地で海岸浸食・浸水被害が大変な問題となっており、実際に移動を強いられた村もある状況で、対策がなされない限り、国の存亡そのものが危ぶまれる深刻な状況であると伺いました。

大気中の二酸化炭素を吸収する力をアップさせるには、乾いた土地を減らし、森林の再生に力を入れていく必要がありますが、それ以上に二酸化炭素を吸収する力を持って

いるのが海であり、その中でも四方を海に囲まれた島国日本としては、“海の中の森”であるアマモの藻場、海藻の藻場、湿地・干潟などの再生に力を入れていく必要があります。二酸化炭素は水に溶けやすい性質があり、海洋全体の二酸化炭素の量は大気中の約50倍で、海の植物は、海水にたっぷり溶けている二酸化炭素を光合成で吸収し隔離。食物連鎖や枯死後の海底への堆積などで炭素を貯留します。このひとつながりであるブルーカーボン生態系の力に着目すべきであると考えます。

海の中の森は、陸上の森林と比較すると、その二酸化炭素吸収スピードは約40倍といわれており、公明党では水産学博士である横山信一参議院議員を座長に、ブルーカーボン利用促進プロジェクトチームを立ち上げ、取り組みを本格化させております。

海洋大国日本の生態系を生かした温暖化対策の可能性を世界に発信し、そのノウハウを世界と共有・連携しながら地球温暖化の抑制に本腰を入れて取り組むべきであると考えます。私たちの子孫が豊かに暮らしていける持続可能な環境を展望し、その未来志向の観点からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定する意義の重要性について申し上げ、賛成討論といたします。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（後藤 健） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第7号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いをいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者22人 起立）

○議長（後藤 健） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（後藤 健） 日程第13、陳情第8号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長22番大山利吉君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、22番。

【22番 大山利吉議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（大山利吉） 陳情第8号に対しましてご報告いたします。

陳情第8号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【22番 大山利吉議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより陳情第8号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（後藤 健） 日程第14、意見書案第5号及び日程第15、意見書案第6号を一括して議題といたします。

意見書案第5号は総務企画常任委員長から、意見書案第6号は教育厚生常任委員長からそれぞれ提出されております。

お諮りいたします。意見書案第5号及び意見書案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本2件は、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております本2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。3番佐藤文子さん。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番(佐藤文子) 私は、意見書案第5号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出に反対討論を行います。

陳情第7号への討論で申し上げた理由により、意見書提出には反対するものであります。

以上です。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長(後藤 健) ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、意見書案第5号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者22人 起立)

○議長(後藤 健) ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、意見書案第6号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今、議決されました意見書案第5号及び意見書案第6号の2件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長(後藤 健) 日程第16、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長(後藤 健) 日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条の規定により、お手元に配付のとおり大仙市議会市政懇談会へ議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって、大仙市議会市政懇談会へ議員派遣することに決しました。

○議長(後藤 健) 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長(後藤 健) これにて令和4年第2回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変お疲れ様でした。

午前 10 時 50 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

